

福岡地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 消費税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国（久留米税務署長）

令和6年12月11日棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 久留米税務署長が令和2年8月28日付けで原告に対してした別紙2 更正処分目録記載の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）、同目録1 及び2 記載の各更正処分に伴う無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件無申告加算税各賦課決定処分」という。）並びに同目録3 ないし19 記載の各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件過少申告加算税各賦課決定処分」という。）をいずれも取り消す。
- 2 久留米税務署長が令和2年8月28日付けで原告に対してした平成27年12月期（同年1月1日から同年12月31日までの事業年度をいう。以下、他の事業年度も同様に表記する。）以後の法人税の青色申告の承認取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、令和2年8月28日付けで、久留米税務署長から、①平成27年6月課税期間（平成27年4月1日から同年6月30日までの課税期間をいう。以下、他の課税期間も同様に表記する。）から令和元年12月課税期間までの各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正処分（本件各更正処分）、②本件各更正処分のうち平成27年6月課税期間及び同年9月課税期間に係る各更正処分に伴う無申告加算税の賦課決定処分（本件無申告加算税各賦課決定処分）、③その他の課税期間に係る各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分（本件過少申告加算税各賦課決定処分）、並びに④平成27年12月期以後の法人税の青色申告の承認取消処分（本件青色申告承認取消処分。以下、上記①～③の各処分を併せて「本件各更正処分等」といい、上記①～④の各処分を併せて「本件各処分」という。）を受けた。

本件は、原告が、被告を相手に、本件各処分（ただし、本件各更正処分については申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

2 関連法令等の定め

別紙3「関連法令等の定め」のとおり（なお、別紙における略称は、本文及び他の別紙にお

いても用いることとする。以下同じ。)。本件で特に問題となるのは以下の各定めである。

(1) 輸出免税について

消費税法7条1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、同項各号に該当するものについて消費税を免除する旨を規定するところ（以下、この規定を「輸出免税規定」という。）、同項1号には「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」等が掲げられている。同条2項は、輸出免税規定は、その課税資産の譲渡等が同条1項各号に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨を規定する。消費税法施行規則（令和3年財務省令第18号による改正前のもの。以下、単に「消費税法施行規則」という。）5条1項は、上記「財務省令で定めるところにより証明がされたもの」は、事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、同項各号の区分に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明がされたものとする旨を規定する。そして、同項1号は、消費税法7条1項1号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」についての上記書類又は帳簿として、当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可若しくは積込みの承認があったことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で同号所定の事項が記載されたもの（以下「輸出取引等証明書類」という。）を規定する。

(2) 仕入税額控除について

消費税法30条（令和元年9月30日以前は平成24年法律第68号による改正前のものであり、令和2年3月31日以前は令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）1項は、課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定する。同条7項本文は、同条1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れについては、適用しない旨を規定する。消費税法施行令（令和4年政令第139号による改正前のもの。以下、単に「消費税法施行令」という。）50条1項は、消費税法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければならない旨を規定する。

(3) 青色申告の承認取消について

法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない旨を規定し、同法127条1項1号は、ある事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が同法126条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていない場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度まで遡って青色申告の承認を取り消すことができる旨を規定する。同項の規定を受けて、法人税法施行規則54条は、青色申告の承認を受けている法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿その他必要な帳簿を備え、所定の取引に関する事項を記載しなければならない旨を規定し、同規則59条は、青色申告の承認を受けてい

る法人は、上記各帳簿を含む同条1項各号所定の帳簿書類を整理し、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度の終了の日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければならない旨を規定する（同条1項、2項）。

3 前提事実

以下の事実（以下「前提事実」といい、項番号等により「前提事実（1）」等と略称する。）は、当事者間に争いがないか証拠（証拠の枝番号は、特に記す場合以外、省略する。以下同じ。）又は弁論の全趣旨により容易に認められる。

（1）当事者

原告は、日中貿易業を目的として、平成26年1月に設立された株式会社である。原告の本店所在地（納税地）は、設立当初、福岡市中央区であったが（乙1）、その後変更され、平成28年6月15日以後は福岡県久留米市にある（乙2～4）。

甲（以下「原告代表者」という。）は、原告の設立当初から現在に至るまで、原告の代表取締役の地位にある（乙1～4）。

（2）青色申告の承認

原告は、平成26年1月24日、福岡税務署長に対し、平成26年12月期以後の法人税の申告書を青色申告により提出することを申請し（乙5）、法人税法125条（平成29年法律第4号による改正前のもの）により、平成26年12月31日（平成26年12月期の終了の日）、青色申告の承認があったものとみなされた。

（3）消費税課税事業者選択届出書の提出等

原告は、平成26年1月24日、福岡税務署長に対し、適用開始課税期間を平成26年1月●日から同年12月31日までの課税期間とする消費税課税事業者選択届出書を提出し（乙6）、同年2月21日、適用開始日を同年4月●日として、課税期間を三月ごとの期間に短縮したい旨の消費税課税期間特例選択届出書を提出した（乙7）。

（4）本件各課税期間の消費税等の確定申告（乙8）

原告は、福岡税務署長又は久留米税務署長に対し、本件各課税期間の消費税等について、別表1の「課税期間」欄記載の本件各課税期間に対応する確定申告（以下「本件各申告」という。）を、同表「年月日」欄記載の日に行った。なお、平成27年6月課税期間及び平成27年9月課税期間に対応する確定申告は期限後申告書の提出によるものである。

本件各申告において原告が申告した課税標準額、消費税額、控除対象仕入額、納付すべき消費税額、地方消費税の課税標準となる消費税額、地方消費税の納付すべき譲渡割額及び納付すべき消費税等の合計税額は、別表1の各応答欄に記載のとおりである。

原告は、本件各申告に当たり、本件各課税期間の原告の売上げについて、輸出取引によるものがあるとして、別表2記載のとおり、課税売上額（国内取引）及び免税売上額（輸出取引）とに分けていた。

また、原告は、本件各申告に当たり、仕入に係る消費税額の控除を受けるとして、別表2記載のとおり、課税仕入に係る支払対価の額及び控除対象仕入税額を計上した。

（5）原告に対する税務調査及び本件各処分

福岡国税局課税第2部資料調査課所属の乙（以下「乙」という。）らは、令和元年9月25日以降、原告に対し、税務調査を行い（以下、同調査を「本件調査」といい、同日を「本

件調査開始日」という。)、帳簿書類等の提示を求めたが、原告は、これを提示しなかった。久留米税務署長は、令和2年8月28日付けで、消費税法7条2項に規定する「財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合」及び同法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当するため、同法7条1項及び同法30条1項は適用されないことを理由に、本件各更正処分等を行った(甲2)。また、久留米税務署長は、同日付けで、原告が平成27年12月期から令和元年12月期までの各事業年度の帳簿書類を提示しなかったことが、法人税法127条1項1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することを理由に、本件青色申告承認取消処分を行った(甲3)。

(6) 審査請求及び裁決

原告は、令和2年11月26日、国税不服審判所長に対し、本件各処分について審査請求をした。国税不服審判所長は、令和3年11月16日付けで同審査請求を棄却する旨の裁決を行い、原告はその頃、裁決書の送達を受けた(甲1)。

(7) 本件訴えの提起

原告は、令和4年4月22日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

4 争点

本件の争点は、本件各処分の適法性であり、具体的には、①消費税法7条2項該当性、②同法30条7項本文該当性及び③法人税法127条1項1号該当性の3点である。

5 争点に関する当事者の主張

【被告の主張】

- (1) 本件調査開始日以降、原告代表者及び原告の関与税理士である丙税理士(以下「丙税理士」という。)らは、いずれも、乙らから、再三、輸出取引等証明書類を含む帳簿書類等の提示要求を受け、また、本件調査への協力を求められたにもかかわらず、令和2年6月18日までの約9か月間という長期間にわたり、合理的な理由もなく、消費税等の還付や、乙の更迭等を条件とするなどして、原告の帳簿書類等の提示を拒絶し続けた。
- (2) 前記(1)の事実関係に照らせば、原告が、帳簿書類等を整理し、税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかったことは明らかである。このような場合には、原告について、消費税法7条2項、同法30条7項本文、法人税法127条1項1号の各規定に該当するものというべきである。

【原告の主張】

次の(1)～(8)の事実関係(以下、その項番号により「原告主張事実(1)」などと表記する。)の下においては、原告について、消費税法7条2項、同法30条7項本文、法人税法127条1項1号の各規定に該当するとはいえない。

- (1) 原告は、帳簿書類等を全部保存し、いつでも本件調査の担当者らの閲覧・謄写に供するような状態を保っていた。
- (2) 乙らは、原告及び丙税理士の双方に対して事前の通知をすることなく、本件調査開始日早朝、丙税理士を顧問税理士とする原告及びA株式会社(以下「訴外別法人」という。)の2社に対して、同時刻に調査を開始し、丙税理士の当日における対応を物理的に不可能に至らしめた。
- (3) 乙は、丙税理士から、事前通知なしの2社に対する同日・同時刻の調査開始(前記(2))

に対する理由の説明を要求されたにもかかわらず、令和２年３月２４日まで説明をしなかった。

- (4) 乙は、訴外別法人に対しては別の調査担当者（以下「別件調査担当者」という。）により、令和元年１２月９日から実質的な調査が開始されたことを知りながら、原告に対しては調査をしなかった。
- (5) 丙税理士は、乙に対して、直接に、又は別件調査担当者その他の者を介して間接的に、本件調査に協力する旨を何度も伝えていた。
- (6) 乙の本件調査についての丙税理士に対する態度は、最初から別件調査担当者のそれとの間に顕著な差があり、２社同時調査や消費税を還付しないことの各理由についての説明を拒否する姿勢を頑なに維持した。
- (7) 乙は、遅くとも令和元年１２月２日の前の段階で、さらには同年１２月９日の別件調査担当者による訴外別法人への実質的な調査開始の時点で、理由なく原告に対する調査を断念し、その後は調査なしの課税に向けての既成事実作りに専念した。
- (8) 乙は、原告代表者が中国人であり、日本語による会話や読み書きが十分でないことに配慮しなかった。

6 被告の主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性

別紙４「本件各更正処分等の根拠及び適法性」のとおりであり、原告は、前記５で主張するところを除いては、争うことを明らかにしない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の証拠（ただし、後記認定に反する部分を除く。）並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実（以下「認定事実」といい、項番号等により「認定事実（１）」等と略称する。）が認められる。

(1) 原告及び訴外別法人について

原告と訴外別法人は、共に中国向けの輸出販売を業とするなどしており、平成３０年頃まで、両者の本店所在地は、福岡県久留米市●●所在の同一建物にあり、両社の間に取引関係があった時期もあった。原告代表者と訴外別法人の代表者は共に中国人であるが、原告代表者は、日本での滞在歴が十数年あり、日本語による日常会話は可能である。原告と訴外別法人の顧問税理士は、平成２８年頃から、いずれも丙税理士であった。（甲１５、乙４４〔４枚目〕、４５、証人丙税理士〔４、２１、２５、２８、３１～３２頁〕、弁論の全趣旨）

(2) 本件各申告について

原告が本件各申告において計上していた免税売上額は、平成２７年６月課税期間には２００万円であったが、平成２８年３月課税期間以後増加傾向にあり、令和元年６月課税期間には４４億７５６８万７６２３円にまで達した。また、課税仕入れに係る支払対価の額は、平成２７年６月課税期間には５５９２万４３３２円であったが、平成２９年３月課税期間以後増加傾向にあり、令和元年６月課税期間には４７億０２９９万７３７９円にまで達した。これらに伴い、納付すべき消費税等の合計税額は、平成２７年６月課税期間には１９９万４５００円であったが、平成２７年９月課税期間以後はマイナスに転じ、消費税等の還付申告額は、平成２８年６月課税期間以後増加傾向にあり、令和元年６月課税期間において、３億４８３６万８３３５円の還付を申告するに至った（前提事実（４）、別表１及び２参照）。

(3) 本件調査の経緯について

ア 福岡国税局では、前記(2)のとおり原告が消費税等の多額の還付申告を行っており、また、訴外別法人も消費税等の多額の還付申告を行っていたことから、原告及び訴外別法人のいずれについても、法人税と消費税の申告内容を確認するために調査を実施することとなった(乙45、証人乙〔2頁〕)。

イ 乙らは、本件調査開始日である令和元年9月25日、原告と訴外別法人について、事前通知を行うことなく、同時に調査を開始し、当時の原告の納税地(久留米市●●に所在する原告代表者の自宅)に臨場し、原告代表者に対し、消費税等の他、法人税、地方法人税、源泉所得税及び特別源泉所得税の各税目について調査を行う旨を通知するとともに、原告の帳簿等の提示を求めた。原告代表者は、帳簿等は税理士事務所にあること、この後友人との予定があることなどを述べ、調査に応じない意向を示した。原告の税務代理人である丙税理士は、当時、出先にいたところ、原告代表者から架電があったことを受け、原告代表者の携帯電話に折り返しの電話を掛けた。原告代表者から、訴外別法人に対しても税務調査が入っている旨を聞かされた丙税理士は、原告代表者と電話を代わった乙に対し、原告代表者の予定があるのに調査を継続しようとしたことや、丙税理士が同じく税務代理人を務める訴外別法人に対しても同時に調査が開始されたことに対して不満を述べた。その後、原告代表者が自宅から外出してしまったため、乙らは、調査を行うことができず、そのまま撤収した(甲15、乙9、44、証人丙税理士〔7～13頁〕、証人乙〔2～7頁〕)。

ウ 乙は、令和元年10月1日から同月4日までの間、丙税理士に対して繰り返し電話をかけ、原告及び訴外別法人に対する調査の日程調整を申し入れたが、丙税理士は、その都度、同人が両社の調査に立ち会うことが難しくなること等を理由に同時調査に対する不満を述べた。乙は、丙税理士に対し、両社の調査に立ち会えるように調査の時間を調整することを提案するなどしていたが、丙税理士は、乙に対し、同時調査に対する不満を述べたり、同時調査の理由の説明を要求したりすることを繰り返し、調査の日程調整に応じなかった(さらに、同月2日には、丙税理士が令和元年6月課税期間分の消費税の還付が未だなされていないことについても不満を述べたため、乙は、当該課税期間も調査の対象であると説明したが、丙税理士の理解は得られなかった。)(甲15、乙10～11、13、証人丙税理士〔33頁〕、証人乙〔7～9頁〕)。

エ 乙らは、令和元年10月2日、丙税理士に対し、「調査対象法人に係る通知事項に関するお知らせ」と題する文書(乙12)を送付し、原告及び訴外別法人について国税に関する法律の規定に基づく質問検査等を行う実地の調査を本件調査開始日より開始した旨を通知した。当該文書には、本件調査に関し、①法人税については平成26年12月期から平成30年12月期までの各事業年度、消費税等については平成26年4月課税期間から令和元年6月課税期間までの各課税期間が調査対象期間である旨、②調査の対象となる帳簿書類その他の物件が、総勘定元帳、領収書等の、法人税法、消費税法等の規定により保存することとされている帳簿書類及び作成等の基となった帳簿書類、並びに法人税・消費税の申告書の記載内容の適否などを確認するために必要なその他の物件等(以下、これらを併せて「帳簿書類等」という。)である旨の記載があった。

オ 乙は、令和元年10月23日及び同月25日、丙税理士の事務所に所属し、新たに原告

の税務代理人を務めることとなった丁税理士（以下「丁税理士」といい、丙税理士と併せて「丙税理士ら」という。）に対し、電話で、原告の帳簿書類等の提示を受けるための日程調整を依頼した。乙は、丁税理士から、令和元年6月課税期間分の消費税等の還付を先にできないかを尋ねられ、還付するかどうかは調査の結果による旨を答えたが、日程調整には至らなかった。乙は、その後も、丙税理士らに対し、繰り返し帳簿書類等の提示を求めたが、丙税理士らは、消費税等の還付が先であるとの主張を繰り返し、帳簿書類等の提示に応じなかった（甲15、乙14～21、証人丙税理士〔35頁〕）。

カ 別件調査担当者は、令和元年12月頃、丙税理士から、訴外別法人に対する調査に応じる旨を伝えられ、同月8日頃から訴外別法人の帳簿書類等の検査に着手した。丙税理士は、この頃、別件調査担当者に対し、原告の調査担当者を乙以外の者に替えれば、本件調査にも協力する旨を告げた。乙は、訴外別法人に対する調査が一段落した後の令和2年2月13日以降、丁税理士に対し、電話で、本件調査の担当者を代えるようにとの要望には応じられないことを告げた上で、改めて原告の帳簿書類等の提示を求めた（甲9、15、乙22～24、証人丙税理士〔16～20頁、34頁〕、証人乙〔9頁〕、弁論の全趣旨）。

キ 乙は、令和2年3月24日、丙税理士らに対し、電話又は口頭で、消費税等に係る調査の対象期間について、令和元年12月課税期間までの分を追加する旨を告げ、原告の帳簿書類等の提示を求めたが、丙税理士は、調査に応じる条件として、本件調査の担当者を乙以外の者に代えることと、消費税等の還付を要求した。丙税理士は、本件調査開始日の同時調査についても不満を述べたところ、乙は、丙税理士に対し、原告と訴外別法人は取引もあり、同じ場所で作業をしているという事情もあるため同時に調査した方がよいと判断した旨を説明したが、丙税理士が納得することはなかった（甲15、乙25、28、証人丙税理士〔35頁〕）。

ク 乙らは、令和2年3月24日以降も、文書又は口頭で、原告代表者や丙税理士らに対し、原告の帳簿書類等の提示を求めたが、丙税理士らは、従前と同様、本件調査の担当者の交代や消費税等の還付を求めるなどしてこれに応じなかった。なお、乙らは、この頃から、原告代表者に対し、直接、帳簿書類等の提示を求めること等を内容とする連絡票（乙26、34、40）を交付していたが、原告代表者に交付した場合には、その写しを丙税理士らに対しても郵送していた（甲10～13、15、乙26、27、29～41）。

ケ 乙らは、令和2年7月8日には丙税理士の事務所において、丙税理士らに対し、同年8月3日には丙税理士の事務所において、原告代表者及び丙税理士に対し、本件調査の結果を説明した。丙税理士は、いずれの場でも、乙らに対し、本件調査の担当者を交代すれば明日からでも帳簿書類等を見せるなどと述べた（甲15、乙42、43）。

2 消費税法7条2項該当性について

（1）判断枠組み

消費税法7条は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡（以下「輸出取引」という。）について消費税を免除する（1項1号。以下、「輸出免税規定」という場合は、同号に係るものをいう。）とした上で、輸出免税規定は、当該輸出取引が同条1項1号に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明されたものでない場合には適用しない（2項）旨を規定する。そして、同条2項の委任を受けた消費税法施行規則5条1項柱書きは、当該証明がされたものは、当該

輸出取引を行った事業者が、当該輸出取引につき、同項各号の区分に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該輸出取引を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明がされたものとする旨を規定する。そして、通則法（令和3年6月30日以前は令和3年法律第11号による改正前のものであり、令和2年3月31日以前は平成30年法律第7号による改正前のもの。）は、①国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「税務職員」という。）は、消費税に関する調査について必要があるときは、消費税法の規定による消費税の納税義務がある者等に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる（74条の2第1項3号）、②同条の規定による税務職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則（128条2号）を定めている。

消費税法及び消費税法施行規則が、事業者に対して、上記のとおり書類又は帳簿の保存を求めているのは、その書類又は帳簿が、税務職員による検査の対象となり得ることを前提にしているものであり、事業者が、輸出取引に関し、消費税法施行規則5条1項各号に定める書類又は帳簿を保存している場合において、税務職員がこれらの書類又は帳簿を検査することにより当該課税資産の譲渡等が消費税法7条1項1号に該当するか否かを調査することが可能であるときに限り、輸出免税規定を適用することができることを明らかにするものであると解される。消費税法施行規則5条1項柱書が、これらの書類又は帳簿を整理し、所定の日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならないことを定めているのも、国税の更正、決定等の期間制限を定める通則法70条（令和2年法律第8号による改正前のもの）が、その4項において、その更正又は決定に係る国税の法定申告期限等から7年を経過する日まで更正、決定等を行うことができることと定めているところと符合する。

以上によれば、事業者が、輸出取引につき、消費税法施行規則5条1項各号に定める書類又は帳簿を整理し、これらを所定の期間及び場所において、税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、消費税法7条2項にいう「その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明されたものでない場合」に該当し、輸出免税規定は、当該保存がない輸出取引については、適用されないものというべきである。

（2）検討

認定事実（3）イ〜ケによれば、原告代表者及び丙税理士らは、本件調査開始日以降、乙らから、再三、帳簿書類等（これには、輸出取引等証明書類が含まれる。）の提示や本件調査への協力を求められたにもかかわらず、約9か月間にわたり、先に消費税等の還付や本件調査の担当者の交代を行うべきであるなどと独自の主張を繰り返して、帳簿書類等の提示や本件調査への協力に応じなかったものである。上記の乙らの求めに違法な点は見当たらず、また、原告においてこれに応じない正当な理由も格別なかったことからすれば、原告は、税務職員による消費税法施行規則5条1項各号に定める書類又は帳簿の検査に当たって適時にこれらを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかったというべきである。そうすると、原告が、本件調査が行われた時点で、本件各課税期間に係る輸出取引についての所定の輸出取引等証明書類を保管していたとしても、消費税法7条2項にいう「その課税

資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明されたものでない場合」に該当し、原告の本件各課税期間に係る輸出取引については、輸出免税規定の適用がないものというべきである。

これに対し、原告は、帳簿書類等を全部保存し、いつでも本件調査の担当者らの閲覧・謄写に供するような状態を保っていたと主張する（原告主張事実（１））が、これを認めるに足りる的確な証拠はない上、以上に説示したとおり、原告主張事実（１）のみをもって、消費税法７条２項の該当性を否定することはできない。

（３）原告のその他の主張について

原告は、原告主張事実（２）から（８）までのとおり主張するため、それぞれの事情について検討する。

ア 原告主張事実（２）について

原告は、乙が、①事前の通知をすることなく本件調査を開始したことや、②本件調査を訴外別法人に対する調査と同時に開始することで、丙税理士の対応を物理的に不可能ならしめたと主張する。

（ア）上告①について

通則法は、税務調査を行うに際しては、納税義務者及び税務代理人に対し、あらかじめ所定の事項を通知する旨（７４条の９）を規定するが、他方で、税務署長等が調査の相手方である納税義務者の申告その他国税庁若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条の通知を要しない旨（７４条の１０）を規定する。認定事実（２）によれば、本件調査開始日である令和元年９月２５日時点で、原告の本件各申告の内容について、免税売上高及び課税仕入高の急増や、それに伴う消費税還付申告額の増加等、不自然な点があったものと認められるから、乙らにおいて、原告に事前通知をした場合には、調査に応じることを拒んだり、調査の実施を困難にすることを意図して逃亡したりするなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めたこと（乙４５、４７、証人乙〔１１～１２頁〕参照）には合理的な理由があるものというべきであり、事前の通知をすることなく本件調査を開始したことが通則法７４条の９、７４条の１０の規定に反するとはいえない。

（イ）上記②について

税務職員は、通則法７４条の２第１項に基づく質問検査等の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目について、質問検査等の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、合理的な裁量権を有しているものと解される（最高裁昭和４８年７月１０日第三小法廷判決・刑集２７巻７号１２０５頁参照）。

これを本件についてみると、認定事実によれば、乙は、原告と訴外別法人が、共に中国向けの輸出版売を業として行い、平成３０年頃まで本店所在地を同一にしていたことや、取引関係があったこと等の事情を踏まえ、原告と訴外別法人に対する調査を同時に開始した（認定事実（１）、（３）キ）というのであるから、乙の上記判断が不合理・不相当であったとはいえず、本件調査を訴外別法人に対する調査と同時に開始したことに

つき、裁量権の濫用又はその範囲の逸脱があったとは認められない。

(ウ) 小括

加えて、乙は、本件調査開始日に調査に着手しようとしたものの、結局、原告代表者や丙税理士が調査への協力に応じなかったため、同日の調査を行っておらず、その後、改めて調査の日程調整をすべく、繰り返し、丙税理士らに連絡をとっていたのであって（認定事実（３）イ、ウ、オ）、事前通知をしなかったことや、原告と訴外別法人に対する調査を同時に開始したことによって、原告に対し格別の不利益を与えていないことは明らかである。以上を総合すれば、原告主張事実（２）の事情は、原告において帳簿書類等の提示を拒む正当な理由にはなり得ず、前記（２）の判断を左右するものとはいえない。

イ 原告主張事実（３）、（６）について

原告は、乙が、丙税理士が要求したのに、①事前通知なく原告及び訴外別法人に対し同時に調査を開始したこと、及び②原告が求める消費税の還付に応じなかったことについて、理由を説明しなかった旨を主張する。

(ア) 上記①について

前記ア（イ）のとおり、質問検査等の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、税務職員の合理的な裁量に委ねられているものであって、税務職員において、採用した調査方法や採用した理由について調査対象者からの問い合わせに全て回答すべき義務があるとは解し難く、また、回答がないからといって、そのことのみをもって直ちに調査への協力を拒む正当な理由になるとはいえない。加えて、本件については、前記ア（ウ）のとおり、結局、本件調査開始日には調査は行われず、乙は、丙税理士に対し、原告及び訴外別法人に対する調査について、改めて調査の日程調整を申し入れていたのであるし、乙は、遅くとも令和２年３月２４日には、丙税理士に対し、原告と訴外別法人に対し同時に調査を開始した理由を説明していたのであるから（認定事実（３）キ）、原告において約９か月間にわたり帳簿書類等の提示を拒む正当な理由がないことは明らかである。

(イ) 上記②について

認定事実によれば、乙は、丙税理士らに対し、同人らが求める令和元年６月課税期間分の消費税等の還付について、当該課税期間も本件調査の対象になっており、還付をすかどうかは本件調査の結果による旨を回答した（認定事実（３）ウ～オ）し、本件調査は、原告の本件各申告の内容について、免税売上高及び課税仕入高の急増や、それに伴う消費税還付申告額の増加等、不自然な点があったことを理由として開始されたものであるから（認定事実（２）、（３）ア）、乙が、本件調査を行った上で、消費税等の還付に対応しようとしたことについては合理的な理由があるものというべきである。

以上によれば、上記②についても、原告が帳簿書類等の提示を拒む正当な理由にならないことは明らかである。

ウ 原告主張事実（４）、（５）、（７）について

原告は、乙らが、丙税理士から本件調査に協力すると伝えられており、令和元年１２月９日から別件調査担当者が訴外法人に対する実質的な調査を開始したことを知りながら、敢えて調査を行わず、調査なしの課税に向けての既成事実づくりに専念した旨を主張する。

しかしながら、認定事実によれば、乙らは、原告や丙税理士らに対し、繰り返し本件調査への協力を求めていたが、丙税理士らは、乙らに対し、①事前通知をせずに原告と訴外別法人に対し同時に調査を開始したことの理由の説明や、先に消費税等の還付を行うことを要求するとともに、②本件調査の担当者を乙以外の者に交代させることを本件調査に応じる条件として提示していたものである（認定事実（３）ウ、オ～ケ）。

そして、上記①が帳簿書類等の提示を拒む正当な理由になり得ないことは前記イのとおりであるし、上記②についても、乙の行為に違法性が認められないことは前記アのとおりであるから、原告及び丙税理士らにおいて、本件調査の担当者の交代を求めることにつき合理的な理由があるものと解することはできない。

以上によれば、乙らが、本件調査において、原告の帳簿書類等を検査することができなかったのは、原告及び丙税理士らが、乙らに対し、本件調査に応じる条件として、不合理な条件を提示していたためであるといわざるを得ず、この点に係る原告の主張もまた採用することができない。

エ 原告主張事実（８）について

原告は、乙が、原告代表者が中国人であり、日本語による会話や読み書きが十分でないことに配慮しなかったと主張する。

しかしながら、認定事実によれば、原告代表者は、日本語による日常会話は可能であったし（認定事実（１））、乙らは、本件調査開始日には、原告代表者及び丙税理士からの要望に応じて、同日の調査を見送り、以後は、丙税理士らを通じて、調査の日程調整を行っていたものであり、令和２年３月２４日以降、原告代表者に対して直接連絡票を交付するようになってからも、併せて丙税理士らにその写しを郵送するなどしていたものである（認定事実（３）ク）。乙らにおいて、原告代表者の日本語能力の不十分さに乗じて本件調査を遂行しようとしたというような事情は認められず、原告において帳簿書類等の提示を拒む正当な理由があったということとはできない。

（４）小括

以上によれば、原告主張事実（１）～（８）は、いずれも採用することができず、その他原告が主張するところを踏まえても、消費税法７条２項該当性を認める前記（２）の判断を覆すべき事情は見当たらない。よって、原告の本件各課税期間に係る課税資産の譲渡等に関し、輸出免税規定の適用は認められない。

３ 消費税法３０条７項本文該当性について

（１）判断枠組み

事業者が、消費税法施行令５０条１項の定めるとおり、消費税法３０条７項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り（同項ただし書）、同条１項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、適用されないものというべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同１６年１２月１６日第一小法廷判決・民集５８巻９号２４５８頁参照）。

(2) 検討

これを本件についてみると、前記2(2)及び(3)のとおり、原告代表者及び丙税理士らは、本件調査開始日以降、乙らから、再三、帳簿書類等の提示や本件調査への協力を求められ、その求めに特に違法な点はなく、これに応じない正当な理由も格別なかったにもかかわらず、約9か月間にわたり、先に消費税等の還付や本件調査の担当者の交代を行うべきであるなどと独自の主張を繰り返して、帳簿書類等の提示や本件調査への協力に応じなかったものである。そうすると、原告が、税務職員による帳簿又は請求書等の検査に当たり、適時にこれらを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきであり、本件は消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当し、本件各課税期間の課税標準額に対する消費税について消費税法30条1項の仕入税額控除の規定は適用されないものというべきである。

4 法人税法127条1項1号該当性

(1) 判断枠組み

法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けている内国法人に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、法人が税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものというべきである（最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同17年3月10日第1小法廷判決・民集59巻2号379頁参照）。

(2) 検討

これを本件についてみると、前記2(2)及び(3)のとおり、原告代表者及び丙税理士らは、本件調査開始日以降、乙らから、再三、帳簿書類等の提示や本件調査への協力を求められ、その求めに特に違法な点はなく、これに応じない正当な理由も格別なかったにもかかわらず、約9か月間にわたり、先に消費税等の還付や本件調査の担当者の交代を行うべきであるなどと独自の主張を繰り返して、帳簿書類等の提示や本件調査への協力に応じなかったものである。そうすると、原告が、税務職員による帳簿書類の検査に当たり、適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきであり、本件は法人税法127条1項1号に該当する事実がある場合に当たるから、久留米税務署長が原告に対してした本件青色申告承認取消処分に違法はないというべきである。

5 本件各処分の適法性

(1) 本件各更正処分の適法性

前記2及び3によれば、原告の本件各課税期間に係る輸出取引については、消費税法7条2項に該当するため、輸出免税規定の適用がなく、また、本件各課税期間に係る課税仕入れについては、同法30条7項に該当するため、同条1項の仕入税額控除の規定の適用もないため、原告の本件各課税期間における消費税等の納付すべき税額は別紙4の1記載のとおりである。これらの金額は本件各更正処分における本件各課税期間の納付すべき消費税等の

額と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(2) 本件無申告加算税各賦課決定処分及び本件過少申告加算税各賦課決定処分の適法性

平成27年6月課税期間及び平成27年9月課税期間について、原告が期限内申告書の提出をしなかったこと（前提事実（4））について正当な理由があるとは認められない。前記（1）のとおり、上記両課税期間に係る本件各更正処分は適法であるところ、これを前提に計算すると、それぞれの無申告加算税の額は、別紙4の3（1）記載のとおりであり、いずれも本件無申告加算税各賦課決定処分により付加された無申告加算税の額と同額である。

また、前記（1）のとおり、本件各課税期間のうちその余の課税期間に係る本件各更正処分は適法であるところ、これを前提に計算すると、それぞれの過少申告加算税の額は、別紙4の3（2）記載のとおりであり、いずれも本件過少申告加算税各賦課決定処分により付加された過少申告加算税の額と同額である。

以上によれば、本件無申告加算税各賦課決定処分及び本件過少申告加算税各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(3) 本件青色申告承認取消処分の適法性

前記4によれば、原告は、法人税法127条1項1号所定の青色申告承認の取消事由に該当するから、本件青色申告承認取消処分は適法である。

(4) 手続的違法の主張について

なお、原告は、本件調査に手続的な違法性があるため、その結果に基づく本件各処分もまた違法である旨も主張するが、前記2（3）で説示したところに照らせば、本件調査の過程において、本件各処分を違法とするような手続上の違法があるとは認められないから、原告の上記主張もまた採用することができない。

第4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 林 史高

裁判官 溝渕 章展

裁判官 高橋 弘乃

(別紙1)

当事者目録

5

原 告
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士
同補佐人税理士
同

株式会社

B

甲

丸 山 隆 寛
二 又 邦 茂
江 崎 義 則

10

被 告
同代表者法務大臣
処 分 行 政 庁

国

鈴 木 馨 祐
久 留 米 税 務 署 長
福 山 安 広 命
岡 中 村 江 真 理 生
鐘 久 江 宏 子
梅 原 直 樹
阿 部 正 之
酒 井 雅 行
田 中 裕 志
金 谷 真 史
菊 元 優 弓
松 村 宏 子
由 中 敏 太
樹

15

同 指 定 代 理 人
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

20

25

以 上

(別紙2)

更正処分目録

- 1 平成27年4月1日から同年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額157万0700円
5 を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額42万3800円を超える部分
- 2 平成27年7月1日から同年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス28万12
39円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス7万5889円
を超える部分
- 10 3 平成27年10月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス30万
5619円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス8万246
8円を超える部分
- 15 4 平成28年1月1日から同年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス25万63
38円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス6万9170円
を超える部分
- 20 5 平成28年4月1日から同年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス49万78
15円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス13万4331
円を超える部分
- 25 6 平成28年7月1日から同年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス90万29
87円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス24万3663
円を超える部分
- 7 平成28年10月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地

方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス207万8126円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス56万0764円を超える部分

8 平成29年1月1日から同年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス511万0080円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス137万8910円を超える部分

9 平成29年4月1日から同年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス4016万3164円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス1083万7679円を超える部分

10 平成29年7月1日から同年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス5483万5225円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス1479万6806円を超える部分

11 平成29年10月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス6320万9492円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス1705万6529円を超える部分

12 平成30年1月1日から同年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス5181万2176円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス1398万1063円を超える部分

13 平成30年4月1日から同年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億3536万5945円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス365

2万7318円を超える部分

- 14 平成30年7月1日から同年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億1789万9192円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス3181万4067円を超える部分

- 15 平成30年10月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億2634万2502円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス3409万2421円を超える部分

- 16 平成31年1月1日から同年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億9281万6584円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス5202万9871円を超える部分

- 17 平成31年4月1日から令和元年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス2億7434万0064円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス7402万8271円を超える部分

- 18 令和元年7月1日から同年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億7156万1998円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス4629万4507円を超える部分

- 19 令和元年10月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス2億3968万8218円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス6760万4369円を超える部分

以上

(別紙3) 関係法令等の定め

法改正により現行法と適用時の条文が異なる場合は条文の見出しの後ろに括弧書きで注記することとする。現行法と適用時の条文が異なる場合は特に注記しない。

【国税通則法】

(更正)

第24条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(過少申告加算税)〔平成28年法律第15号による改正前のもの〕

第65条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第3項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第1項ただし書又は第6項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の規定に該当する場合において、前項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額)がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 累積増差税額 第1項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)

二 期限内申告税額 期限内申告書(次条第1項ただし書又は第6項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。)の提出に基づき第35条第1項又は第2項の規定により納付すべき税額(これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるとき

は当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、地方法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。)

イ～ホ (略)

- 4 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除してこれらの項の規定を適用する。

- 5 (略)

(過少申告加算税)〔令和3年法律第11号による改正前のもの〕

第65条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第3項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第1項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の10の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、100分の5の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

- 2 前項の規定に該当する場合…(中略)…において、前項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額)がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 累積増差税額 第1項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)

二 期限内申告税額 期限内申告書(次条第1項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同じ。)の提出に基づき第35条

第1項又は第2項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、地方法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ～ホ （略）

4 次の各号に掲げる場合には、第1項又は第2項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

一 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 第1項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合 当該期限内申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの税額

5 （略）

（無申告加算税）〔平成28年法律第15号による改正前のもの〕

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第25条（決定）の規定による決定があつた場合

二 期限後申告書の提出又は第25条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、累積納付税額とは、第1項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正若しくは第25条の規定による決定に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこ

れらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項において準用する前条第4項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)をいう。

一 期限後申告書の提出又は第25条の規定による決定に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額

二 修正申告書の提出又は更正に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額

4 前条第4項の規定は、第1項第二号の場合について準用する。

5 期限後申告書又は第1項第二号の修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額に係る第1項の無申告加算税の額は、同項及び第2項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。

6 第1項の規定は、前項の規定に該当する期限後申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後申告書の提出が法定申告期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(国税の更正、決定等の期間制限)〔令和2年法律第8号による改正前のもの〕

第70条

1～3 (略)

4 次の各号に掲げる更正決定等は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等

二 偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正(前2項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。)

三 所得税法第60条の2第1項から第3項まで(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)又は第60条の3第1項から第3項まで(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用がある場合(第117条第2項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出及び税理士法(昭和26年法律第237号)第30条(税務代理の権限の明示)(同法第48条の16(税理士の権利及び義務等)に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。)の所得税(当該所得税に係る加算税を含む。第73条第

3 項（時効の中断及び停止）において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。）についての更正決定等

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）〔平成 30 年法律第 7 号による改正前のもの〕

第 74 条の 2 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査（第 131 条第 1 項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。）を行う場合に限る。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第 2 条第 1 項第 11 号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第 74 条の 6 まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 （略）

二 法人税又は地方法人税に関する調査 次に掲げる者

イ 法人（法人税法第 2 条第二十九号の 2（定義）に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第 4 項において同じ。）

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

三 消費税に関する調査（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる者

イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第 46 条第 1 項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出した者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等（消費税法第 2 条第 1 項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四 消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。） 次に掲げる者

イ、ロ （略）

2～4 （略）

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）〔令和 3 年法律第 11 号による改正前のもの〕

第 74 条の 2 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査（第 131 条第 1 項（質問、検査又

は領置等)に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。)を行う場合に限る。)は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第2条第1項第11号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)若しくは輸出物品(同法第8条第1項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)に規定する物品をいう。第四号イにおいて同じ。)又はこれらの帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第74条の6まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 (略)

二～四 (同上)

2～4 (略)

(納税義務者に対する調査の事前通知等)

第74条の9 税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第74条の11(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員(以下同条までにおいて「当該職員」という。)に納税義務者に対し実地の調査…

(中略)…において第74条の2から第74条の6まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 (略)

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者 第74条の2第1項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ…(中略)…の規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第74条の6第1項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二 税務代理人 税理士法第30条(税務代理の権限の明示)(同法第48条の16(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)の書面を提出している税理士若しくは同法第48条の2(設立)に規定する税理士法人又は同法第5

1 条第 1 項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人

4～6 （略）

（事前通知を要しない場合）

第 7 4 条の 1 0 前条第 1 項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第 3 項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第 1 項の規定による通知を要しない。

（調査の終了の際の手続）〔令和 2 年法律第 8 号による改正前のもの〕

第 7 4 条の 1 1 （略）

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4 （略）

5 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第 7 4 条の 9 第 3 項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第 1 項から第 3 項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。

6 （略）

（国税の課税標準の端数計算等）

第 1 1 8 条 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に 1 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 （略）

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に 1 万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 1 万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を

切り捨てる。

(国税の確定金額の端数計算等)

第119条 国税(自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。)の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2、3 (略)

4 附帯税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満(加算税に係るものについては、5000円未満)であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

【国税通則法施行令】

(調査の事前通知に係る通知事項)

第30条の4 法第74条の9第1項第七号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査の相手方である法第74条の9第3項第一号に掲げる納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署(当該職員が複数であるときは、当該職員を代表する者の氏名及び所属官署)

三 法第74条の9第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る事項

四 法第74条の9第4項の規定の趣旨

2 法第74条の9第1項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認その他これらに類する調査の目的を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が国税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

【消費税法】

(輸出免税等)

第7条 事業者…(中略)…が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

二 外国貨物の譲渡又は貸付け(前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)第8条第1項第三号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)に掲げる場合に該当す

ることとなつた外国貨物の譲渡を除く。)

三 国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

(課税期間)

第19条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 法人(第四号又は第四号の2に掲げる法人を除く。) 事業年度

三～三の二 (略)

四 その事業年度が3月を超える法人で第二号に定める期間を3月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を3月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間)

四の二 (略)

2 前項第三号から第四号の2までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日(以下この項において「提出日」という。)の属するこれらの規定に定める期間の翌期間(当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間)の初日以後に生ずるものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 (略)

二 前項第四号又は第四号の2の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

三、四 (略)

3～5 (略)

(税率) [平成24年法律第68号により改正され、令和元年10月1日に施行される前のもの]

第29条 消費税の税率は、100分の6.3とする。

(税率)

第29条 消費税の税率は、100分の7.8とする。

(仕入れに係る消費税額の控除)〔平成24年法律第68号により改正され、令和元年10月1日に施行される前のもの〕

第30条 事業者…(中略)…が、国内において行う課税仕入れ…(中略)…については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)…(中略)…につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二～四 (略)

2～6 (略)

7. 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8、9 (略)

10 第7項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る消費税額の控除)〔令和2年法律第8号による改正前のもの〕

第30条 事業者…(中略)…が、国内において行う課税仕入れ…(中略)…については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の7.8を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)…(中略)…につき課された又は課されるべき消

費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二～四（略）

2～6（略）

7（同上）

8～11（略）

12（上記令和元年10月1日の施行前の30条10項と同じであるため、略）

【消費税法施行令】

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）〔平成31年政令第99号による改正前のもの〕

第50条 法第30条第1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。次項において同じ。）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第7項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から5年間を超えて保存することを要しない。

2（略）

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）〔令和4年政令第139号による改正前のもの〕

第50条 法第30条第1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日（前条第7項の電磁的記録にあつては、当該電磁的記録の提供を受けた日）の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。次項及び第3項において同じ。）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（次項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第7項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から5年間を超えて保存をすることを要しない。

2～3（略）

【消費税法施行規則】

（輸出取引等の証明）〔平成27年財務省令第27号による改正前のもの〕

第5条 法第7条第2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同

条第1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。第3項において同じ。）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第7条第1項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法第23条第2項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下この項において「住所等」という。）

ロ 当該資産の輸出の年月日

ハ 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額

ニ 当該資産の仕向地

二 法第7条第1項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第76条第1項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合 当該輸出した事業者が前号ロ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの

三 法第7条第1項第三号に掲げる輸送若しくは通信又は令第17条第2項第五号に掲げる郵便若しくは信書便である場合 これらの役務の提供をした事業者が次に掲げる事項を記載した帳簿又は書類

イ 当該役務の提供をした年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた役務の提供につきまとめて当該帳簿又は書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ロ 当該提供した役務の内容

ハ 当該役務の提供の対価の額

ニ 当該役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所等

四 法第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前三号に規定する資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 当該資産の譲渡等を行つた相手方との契約書その他の書

類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 当該資産の譲渡等を行つた事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等（当該資産の譲渡等が令第6条第2項第六号に掲げる役務の提供である場合には、同号に定める場所を含む。）

ロ 当該資産の譲渡等を行つた年月日

ハ 当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 当該資産の譲渡等の対価の額

ホ 当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等

2 事業者が法第7条第1項第三号に掲げる旅客の輸送若しくは通信又は令第17条第2項第五号に掲げる郵便若しくは信書便の役務の提供をした場合において、前項第三号ニに掲げる事項を記載することが困難であるときは、同号ニに掲げる事項については、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 第1項に規定する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から5年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

（輸出取引等の証明）〔平成31年財務省令第10号による改正前のもの〕

第5条 （同上）

一～三 （同上）

四 （同上）

イ 当該資産の譲渡等を行つた事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等（当該資産の譲渡等が令第6条第2項第五号に掲げる役務の提供である場合には、同号に定める場所を含む。）

ロ～ホ （同上）

2、3 （同上）

（輸出取引等の証明）〔令和3年財務省令第18号による改正前のもの〕

第5条 法第7条第2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第一号イにおいて「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一～四 （同上）

2、3 （同上）

【地方税法】

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

第72条の82 地方消費税については、第20条の4の2第1項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(地方消費税の税率) [平成24年法律第69号により改正され、令和元年10月1日に施行される前のもの]

第72条の83 地方消費税の税率は、63分の17とする。

(地方消費税の税率)

第72条の83 地方消費税の税率は、78分の22とする。

【法人税法】

(青色申告)

第121条 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一 中間申告書

二 確定申告書

2 (略)

(青色申告の承認の申請) [平成27年法律第9号による改正前のもの]

第122条 当該事業年度以後の各事業年度の前条第1項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人(第2条第十六号(定義)に規定する連結申告法人を除く。)は、当該事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

一 内国法人である普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度 同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

二～八 (略)

(青色申告の承認があつたものとみなす場合) [平成29年法律第4号による改正前のもの]

第125条 第122条第1項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後6月を経過する日とし、同条第2項第五号の内国法人については同号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれ

らの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とする。)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(青色申告法人の帳簿書類)

第126条 第121条第1項(青色申告)の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第121条第1項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

(青色申告の承認の取消し)

第127条 第121条第1項(青色申告)の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度まで遡つて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一 その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第1項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと 当該事業年度

二～四(略)

2～3(略)

4 税務署長は、第1項及び第2項の規定による取消しの処分をする場合には、第1項及び第2項の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が第1項各号又は第2項のいずれに該当するかを付記しなければならない。

【法人税法施行規則】

(取引に関する帳簿及び記載事項)

第54条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿(次条において「仕訳帳」という。)、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿(次条において「総勘定元帳」という。)その他必要な帳簿を備え、別表20に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

(帳簿書類の整理保存)

第59条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から7年間、これを納税

地（第三号に掲げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

一 第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿並びに当該青色申告法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月（法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には2月にその延長に係る月数を加えた月数とし、清算中の内国法人について残余財産が確定した場合には1月とする。以下この項において同じ。）を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日をいう。

3 第1項各号に掲げる帳簿書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについての当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。

一 第1項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの

前項に規定する起算日以後3年を経過した日から当該起算日以後5年を経過する日までの期間

財務大臣の定める方法

二 第1項各号に掲げる帳簿書類

前項に規定する起算日から5年を経過した日以後の期間

財務大臣の定める方法

4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第1項第三号に掲げる書類のうち、別表21に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。

5～6（略）

(別紙 4)

本件各更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠

被告が本件において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額、納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額（地方消費税額）は、下記のとおりである。

(1) 課税標準額

原告は、本件各課税期間の確定申告に際し、輸出免税規定の適用を前提として、別表 2 の「①確定申告」欄のとおり、免税売上額を計上して各課税標準額を申告している。しかしながら、本件において、原告に輸出免税規定は適用されず、その輸出取引による売上に係る消費税等は免除されないことになるから、別表 2 の本件各課税期間に対応する確定申告の「免税売上額」欄の金額に対し、令和元年 9 月 30 日以前の課税資産の譲渡等に係るものについては 108 分の 100 を、令和元年 10 月 1 日以後のものについては 110 分の 100 を乗じて算出した金額を別表 2 の本件各課税期間の「①確定申告」欄の各課税売上額に加算した金額が、本件各課税期間における課税標準額（ただし、国税通則法〔以下「通則法」という。〕118 条 1 項により 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）となる（別表 3 の本件各課税期間の「課税標準額」欄記載の各金額）。

(2) 課税標準額に対する消費税額

前記(1)の「課税標準額」に、消費税法 29 条に規定する税率（令和元年 9 月 30 日以前の課税資産の譲渡等に係るものは税率 100 分の 6.3、令和元年 10 月 1 日以後の課税資産の譲渡等に係るものは

税率 100 分の 7.8) を乗じた金額が、本件各課税期間における課税標準額に対する消費税額である(別表 3 の本件各課税期間の「消費税額」欄記載の各金額)。

(3) 控除対象仕入税額

本件は、消費税法 30 条 7 項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等…(中略)…を保存しない場合」に該当する。したがって、本件各課税期間については、消費税法 30 条 1 項所定の課税仕入れ等の税額の控除は認められない。

(4) 納付すべき消費税額

納付すべき税額は、課税標準額に対する消費税額(前記(2))から、控除対象仕入税額を差し引いた後の金額(ただし、通則法 119 条 1 項により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。ただし、本件各課税期間については、前記(3)のとおり、控除対象仕入税額の控除はいずれも認められない。

したがって、本件各課税期間の納付すべき税額は、別表 3 の「納付すべき消費税額」欄記載の金額である。

(5) 地方消費税の課税標準となる消費税額

地方消費税の課税標準額となる消費税額は、前記(4)の金額と同額である(地方税法 72 条の 8 2)。

具体的には、本件各課税期間の地方消費税の課税標準額となる消費税額は、別表 3 の「地方消費税の課税標準となる消費税額」欄記載の金額である。

(6) 地方消費税の納付すべき譲渡割額

地方消費税の納付すべき譲渡割額は、地方消費税の課税標準となる

消費税額（前記(5)の金額）に対して、地方税法72条の83の税率（令和元年10月1日より前の課税資産の譲渡等に係るものは税率63分の17、令和元年10月1日以後の課税資産の譲渡等に係るものは税率78分の22）を乗じた金額である。

本件各課税期間の地方消費税の納付すべき譲渡割額は、別表3の「地方消費税の納付すべき譲渡割額」欄記載の金額である。

(7) 納付すべき消費税等の合計税額

納付すべき消費税等の合計税額は、前記(4)及び(6)の各金額の合計額である。

本件各課税期間の納付すべき消費税等の合計税額は、別表3の「納付すべき消費税等の合計税額」欄記載の金額である。

2 本件各更正処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額は、それぞれ前記1のとおりであるところ、これらの金額は本件各更正処分における本件各課税期間の納付すべき消費税額等と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

3 本件無申告加算税各賦課決定処分及び本件過少申告加算税各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件無申告加算税各賦課決定処分について

前記2で述べたとおり、平成27年6月課税期間及び平成27年9月課税期間に係る本件各更正処分はいずれも適法であり、また、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由（通則法66条（平成28年法律第15号による改正前のもの）1項ただし書）があるとは認められない。

そして、上記各課税期間の消費税等の各更正処分に伴って賦課され

る無申告加算税の額は、本件各更正処分に基づき新たに納付すべき税額、いわゆる増差税額（別表４の「③差引納付すべき税額」欄記載の金額。ただし、通則法１１８条３項により１万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)において同じ。）をその額の計算の基礎として、これに通則法６６条１項の規定に基づき１００分の１５の割合を乗じて算出した金額と同条２項に基づき上記増差合計税額から５０万円を控除した残額（ただし、通則法１１８条３項により１万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)において同じ。）に１０分の５の割合を乗じて算出した金額の合計額（別表４の平成２７年６月課税期間及び平成２７年９月課税期間の「加算税額」欄記載の金額）であり、これは、本件無申告加算税各賦課決定処分における無申告加算税の額（別表１の平成２７年６月課税期間及び平成２７年９月課税期間の「更正処分及び賦課決定処分」の「加算税額」欄記載の金額）と同額であるから、上記各賦課決定処分はいずれも適法である。

(2) 本件過少申告加算税各賦課決定処分について

前記２で述べたとおり、平成２７年１２月課税期間ないし令和元年１２月課税期間に係る本件各更正処分はいずれも適法であり、また、更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて、正当な理由（通則法６５条（平成２８年１２月３１日以前は平成２８年法律第１５号による改正前のものであり、令和３年１２月３１日以前は令和３年法律第１１号による改正前のもの）４項）があるとは認められない。

そして、上記各課税期間の消費税等の各更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、本件各更正処分に基づき新たに納付すべき税額、いわゆる増差税額（別表４の「③差引納付すべき税額」欄記載

の金額)を計算の基礎とし、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額と同条2項に基づき上記増差税額から50万円を控除した残額に100分の5の割合を乗じて算出した金額の合計額(別表4の平成27年12月課税期間ないし令和元年12月課税期間の「加算税額」欄記載の金額)であり、これは、本件過少申告加算税各賦課決定処分における過少申告加算税の額(別表1の平成27年12月課税期間ないし令和元年12月課税期間の「更正処分及び賦課決定処分」の「加算税額」欄記載の金額)と同額であるから、上記各賦課決定処分は、いずれも適法である。

4 小括

以上のとおり、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

以上

消費税等の経緯

(単位:円)

課税 期間	区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	地方消費税の 納付すべき 課税標準額	納付すべき 消費税等の 合計税額	差引(納付)すべき税額	加算税区分
										加算税の基礎と なる金額	加算税額
平成 27年 6月 課税 期間	確定申告	H28・2・24	76,715,000	4,833,045	3,262,252	1,570,700	1,570,700	423,800	1,994,500		
	課税決定 処分	H28・3・28								1,994,500	無申告加算税
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・28	78,567,000	4,949,721	0	4,949,700	4,949,700	1,335,600	6,285,300	1,990,000	99,500
										4,290,800	無申告加算税
										4,290,000	833,000
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								
平成 27年 9月 課税 期間	確定申告	H28・2・24	46,644,000	2,938,572	3,219,811	▲ 281,239	▲ 281,239	▲ 75,889	▲ 357,128		
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・28	46,644,000	2,938,572	0	2,938,500	2,938,500	792,900	3,731,400	4,088,400	無申告加算税
										4,080,000	791,000
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								
平成 27年 12月 課税 期間	確定申告	H28・2・24	37,835,000	2,383,806	2,689,224	▲ 305,619	▲ 305,619	▲ 82,468	▲ 388,087		
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・28	37,835,000	2,383,806	0	2,383,600	2,383,600	643,100	3,026,700	3,414,700	過少申告加算税
										3,410,000	486,500
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								
平成 28年 3月 課税 期間	確定申告	H28・5・27	23,777,000	1,497,951	1,754,289	▲ 256,338	▲ 256,338	▲ -69,170	▲ 325,508		
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・24	28,215,000	1,777,545	0	1,777,500	1,777,500	479,600	2,257,100	2,582,500	過少申告加算税
										2,580,000	362,000
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								
平成 28年 6月 課税 期間	確定申告	H28・8・23	0	0	497,815	▲ 497,815	▲ 497,815	▲ 134,331	▲ 632,146		
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・28	9,376,000	590,653	0	590,600	590,600	159,300	749,900	1,382,000	過少申告加算税
										1,380,000	182,000
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								
平成 28年 9月 課税 期間	確定申告	H28・11・29	4,740,000	298,620	1,201,607	▲ 902,987	▲ 902,987	▲ 243,663	▲ 1,146,650		
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・28	20,128,000	1,268,054	0	1,268,000	1,268,000	342,100	1,610,100	2,756,600	過少申告加算税
										2,750,000	387,500
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								
平成 28年 12月 課税 期間	確定申告	H29・2・17	22,629,000	1,425,627	3,503,753	▲ 2,078,126	▲ 2,078,126	▲ 560,764	▲ 2,638,890		
	更正処分 及び 課税決定処分	H28・8・28	57,992,000	3,653,494	0	3,653,400	3,653,400	985,800	4,639,200	7,278,000	過少申告加算税
										7,270,000	1,065,500
	審査請求	H2・11・26	全部取消し								
	裁決	H3・11・16	棄却								

※ 「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税の納付すべき課税標準額」欄の▲印は、運付金の額に相当する税額を示し、「課税標準となる消費税額」欄の▲印は、控除不足還付税額を示す。

(単位:円)

消費税等の経緯

課税 期間	区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	地方消費税の 納付すべき 課税標準額	納付すべき 消費税等の 合計税額	延引納付すべき税額	加算税区分
										加算税の基礎と なる金額	加算税額
平成 29年 3月 課税 期間	確定申告	H29・5・15	30,882,000	1,944,306	7,054,386	▲ 5,110,080	▲ 5,110,080	▲ 1,378,910	▲ 6,488,990		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	104,781,000	6,601,203	0	6,601,200	6,601,200	1,781,200	8,382,400	14,871,300	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								14,870,000	2,205,500
	裁 決	H3・11・16									
平成 29年 6月 課税 期間	確定申告	H29・8・22	4,907,000	309,141	40,472,305	▲ 40,163,164	▲ 40,163,164	▲ 10,837,679	▲ 51,000,843		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	612,841,000	38,608,983	0	38,608,900	38,608,900	10,418,200	49,027,100	100,027,800	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								100,028,000	14,978,000
	裁 決	H3・11・16									
平成 29年 9月 課税 期間	確定申告	H29・11・30	0	0	54,835,225	▲ 54,835,225	▲ 54,835,225	▲ 14,796,806	▲ 69,632,031		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	869,199,000	54,759,537	0	54,759,500	54,759,500	14,776,300	69,535,800	139,167,800	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								139,160,000	20,849,000
	裁 決	H3・11・16									
平成 29年 12月 課税 期間	確定申告	H30・2・27	0	0	63,209,492	▲ 63,209,492	▲ 63,209,492	▲ 17,056,529	▲ 80,266,021		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	882,368,000	55,589,184	0	55,589,100	55,589,100	15,000,200	70,589,300	150,855,200	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								150,850,000	22,602,500
	裁 決	H3・11・16									
平成 30年 3月 課税 期間	確定申告	H30・5・30	0	0	51,812,176	▲ 51,812,176	▲ 51,812,176	▲ 13,981,053	▲ 65,793,239		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	825,463,000	52,004,169	0	52,004,100	52,004,100	14,032,800	66,036,900	131,830,000	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								131,830,000	19,749,500
	裁 決	H3・11・16									
平成 30年 6月 課税 期間	確定申告	H30・8・30	0	0	135,365,945	▲ 135,365,945	▲ 135,365,945	▲ 36,527,318	▲ 171,893,263		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	1,957,368,000	123,314,189	0	123,314,100	123,314,100	33,275,200	156,589,300	328,482,500	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								328,480,000	49,247,000
	裁 決	H3・11・16									
平成 30年 9月 課税 期間	確定申告	H30・11・30	0	0	117,899,192	▲ 117,899,192	▲ 117,899,192	▲ 31,814,067	▲ 149,713,259		
	更正処分 及び 賦課決定処分	H2・8・28	1,880,146,000	118,449,198	0	118,449,100	118,449,100	31,962,400	150,411,500	309,124,600	過少申告加算税
	審査請求	H2・11・26								308,120,000	44,993,000
	裁 決	H3・11・16									

※ 「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税の納付すべき課税標準額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示し、「課税標準となる消費税額」欄の▲印は、控除不足還付税額を示す。

消費税等の経緯

(単位:円)

課税 期間	区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	地方消費税の 納付すべき 課税額	納付すべき 消費税等の 合計税額	差引納付すべき税額		加算税区分	
										加算税の基礎と なる金額			加算税額
平成 30年 12月 課税 期間	確定申告	R31・2・27	0	0	126,342,502	▲ 126,342,502	▲ 126,342,502	▲ 34,092,421	▲ 160,434,923				
	更正処分 及び 課税決定処分	R2・8・28	1,744,238,000	109,886,994	0	109,886,900	109,886,900	29,652,000	139,538,900	299,973,800	過少申告加算税		
										299,970,000		44,970,500	
	審査請求	R2・11・26	全部取消し										
	裁決	R3・11・16	棄却										
平成 31年 3月 課税 期間	確定申告	R1・5・31	5,000	315	192,816,899	▲ 192,816,584	▲ 192,816,584	▲ 52,029,871	▲ 244,846,455				
	更正処分 及び 課税決定処分	R2・8・28	3,563,239,000	224,484,067	0	224,484,000	224,484,000	60,675,000	285,059,000	529,905,300	過少申告加算税		
										529,900,000		79,460,000	
	審査請求	R2・11・26	全部取消し										
	裁決	R3・11・16	棄却										
令和 元年 8月 課税 期間	確定申告	R1・8・30	23,000	1,449	274,341,513	▲ 274,340,064	▲ 274,340,064	▲ 74,028,271	▲ 348,368,335				
	更正処分 及び 課税決定処分	R2・8・28	4,144,178,000	261,083,214	0	261,083,200	261,083,200	70,451,000	331,534,200	679,902,400	過少申告加算税		
										679,900,000		101,960,000	
	審査請求	R2・11・26	全部取消し										
	裁決	R3・11・16	棄却										
令和 元年 9月 課税 期間	確定申告	R1・12・2	16,000	1,008	171,563,006	▲ 171,561,998	▲ 171,561,998	▲ 46,294,507	▲ 217,856,505				
	更正処分 及び 課税決定処分	R2・8・28	2,724,152,000	171,621,576	0	171,621,500	171,621,500	46,310,500	217,932,000	435,788,400	過少申告加算税		
										435,780,000		65,342,000	
	審査請求	R2・11・26	全部取消し										
	裁決	R3・11・16	棄却										
令和 元年 12月 課税 期間	確定申告	R2・3・2	0	0	239,688,218	▲ 239,688,218	▲ 239,688,218	▲ 67,604,369	▲ 307,292,587				
	更正処分 及び 課税決定処分	R2・8・28	2,608,094,000	203,431,332	0	203,431,300	203,431,300	57,378,000	260,809,300	568,101,800	過少申告加算税		
										568,100,000		85,190,000	
	審査請求	R2・11・26	全部取消し										
	裁決	R3・11・16	棄却										

※ 「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税の納付すべき課税額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示し、「課税標準となる消費税額」欄の▲印は、控除不足還付税額を示す。

消費税等の経緯(内訳)

別表2

(単位:円)

課税 期間	区分	課税標準額	課税売上額		課税仕入に係る 支払対価の額	控除対象 仕入税額
			課税売上額	免税売上額		
平成 27年 6月 課税 期間	① 確定申告	76,715,000	76,715,212	2,000,000	55,924,332	3,262,252
	② 更正処分	78,567,000	78,567,063	0	0	0
	③ 差額(②-①)	1,852,000	1,851,851	▲ 2,000,000	▲ 55,924,332	▲ 3,262,252
平成 27年 9月 課税 期間	① 確定申告	46,644,000	46,644,622	0	55,196,775	3,219,811
	② 更正処分	46,644,000	46,644,622	0	0	0
	③ 差額(②-①)	0	0	0	▲ 55,196,775	▲ 3,219,811
平成 27年 12月 課税 期間	① 確定申告	37,835,000	37,835,564	0	46,100,989	2,689,224
	② 更正処分	37,835,000	37,835,564	0	0	0
	③ 差額(②-①)	0	0	0	▲ 46,100,989	▲ 2,689,224
平成 28年 3月 課税 期間	① 確定申告	23,777,000	23,777,777	4,793,030	30,073,538	1,754,289
	② 更正処分	28,215,000	28,215,767	0	0	0
	③ 差額(②-①)	4,438,000	4,437,990	▲ 4,793,030	▲ 30,073,538	▲ 1,754,289
平成 28年 6月 課税 期間	① 確定申告	0	0	10,126,626	8,533,975	497,815
	② 更正処分	9,376,000	9,376,505	0	0	0
	③ 差額(②-①)	9,376,000	9,376,505	▲ 10,126,626	▲ 8,533,975	▲ 497,815
平成 28年 9月 課税 期間	① 確定申告	4,740,000	4,740,740	16,618,893	20,598,987	1,201,607
	② 更正処分	20,128,000	20,128,603	0	0	0
	③ 差額(②-①)	15,388,000	15,387,863	▲ 16,618,893	▲ 20,598,987	▲ 1,201,607
平成 28年 12月 課税 期間	① 確定申告	22,629,000	22,629,629	38,192,039	60,064,354	3,503,753
	② 更正処分	57,992,000	57,992,628	0	0	0
	③ 差額(②-①)	35,363,000	35,362,999	▲ 38,192,039	▲ 60,064,354	▲ 3,503,753

消費税等の経緯(内訳)

別表 2

(単位:円)

課税 期間	区分	課税標準額	課税仕入に係る 支払対価の額		課税仕入に係る 支払対価の額	控除対象 仕入税額
			課税売上額	免税売上額		
平成 29年 3月 課税 期間	① 確定申告	30,862,000	30,862,011	79,832,526	120,932,342	7,054,386
	② 更正処分	104,781,000	104,781,016	0	0	0
	③ 差額(②-①)	73,919,000	73,919,005	▲ 79,832,526	▲ 120,932,342	▲ 7,054,386
平成 29年 6月 課税 期間	① 確定申告	4,907,000	4,907,407	656,568,646	693,810,947	40,472,305
	② 更正処分	612,841,000	612,841,338	0	0	0
	③ 差額(②-①)	607,934,000	607,933,931	▲ 656,568,646	▲ 693,810,947	▲ 40,472,305
平成 29年 9月 課税 期間	① 確定申告	0	0	938,735,609	940,032,435	54,835,225
	② 更正処分	869,199,000	869,199,637	0	0	0
	③ 差額(②-①)	869,199,000	869,199,637	▲ 938,735,609	▲ 940,032,435	▲ 54,835,225
平成 29年 12月 課税 期間	① 確定申告	0	0	952,958,177	1,083,591,292	63,209,492
	② 更正処分	882,368,000	882,368,682	0	0	0
	③ 差額(②-①)	882,368,000	882,368,682	▲ 952,958,177	▲ 1,083,591,292	▲ 63,209,492
平成 30年 3月 課税 期間	① 確定申告	0	0	891,500,702	888,208,747	51,812,176
	② 更正処分	825,463,000	825,463,612	0	0	0
	③ 差額(②-①)	825,463,000	825,463,612	▲ 891,500,702	▲ 888,208,747	▲ 51,812,176
平成 30年 6月 課税 期間	① 確定申告	0	0	2,113,958,084	2,320,559,060	135,365,945
	② 更正処分	1,957,368,000	1,957,368,596	0	0	0
	③ 差額(②-①)	1,957,368,000	1,957,368,596	▲ 2,113,958,084	▲ 2,320,559,060	▲ 135,365,945
平成 30年 9月 課税 期間	① 確定申告	0	0	2,030,558,280	2,021,129,016	117,899,192
	② 更正処分	1,880,146,000	1,880,146,555	0	0	0
	③ 差額(②-①)	1,880,146,000	1,880,146,555	▲ 2,030,558,280	▲ 2,021,129,016	▲ 117,899,192

消費税等の経緯(内訳)

別表2

(単位:円)

課税 期間	区分	課税標準額	課税売上額		課税仕入に係る 支払対価の額	控除対象 仕入税額
			課税売上額	免税売上額		
平成 30年 12月 課税 期間	① 確定申告	0	0	1,883,777,404	2,165,871,464	126,342,502
	② 更正処分	1,744,238,000	1,744,238,337	0	0	0
	③ 差額(②-①)	1,744,238,000	1,744,238,337	▲ 1,883,777,404	▲ 2,165,871,464	▲ 126,342,502
平成 31年 3月 課税 期間	① 確定申告	5,000	5,338	3,848,292,543	3,305,432,559	192,816,899
	② 更正処分	3,563,239,000	3,563,239,174	0	0	0
	③ 差額(②-①)	3,563,234,000	3,563,233,836	▲ 3,848,292,543	▲ 3,305,432,559	▲ 192,816,899
令和 元年 6月 課税 期間	① 確定申告	23,000	23,020	4,475,687,623	4,702,997,379	274,341,513
	② 更正処分	4,144,178,000	4,144,178,226	0	0	0
	③ 差額(②-①)	4,144,155,000	4,144,155,206	▲ 4,475,687,623	▲ 4,702,997,379	▲ 274,341,513
令和 元年 9月 課税 期間	① 確定申告	16,000	16,332	2,942,066,644	2,941,080,108	171,563,006
	② 更正処分	2,724,152,000	2,724,152,113	0	0	0
	③ 差額(②-①)	2,724,136,000	2,724,135,781	▲ 2,942,066,644	▲ 2,941,080,108	▲ 171,563,006
令和 元年 12月 課税 期間	① 確定申告	0	0	2,868,903,922	3,407,948,912	239,688,218
	② 更正処分	2,608,094,000	2,608,094,474	0	0	0
	③ 差額(②-①)	2,608,094,000	2,608,094,474	▲ 2,868,903,922	▲ 3,407,948,912	▲ 239,688,218

別表 3

本件各課税期間の消費税等の課税標準等及び税額等

(単位:円)

課税期間	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	地方消費税の課税標準となる消費税額	地方消費税の納付すべき課税標準額	納付すべき消費税等の合計税額
平成27年6月課税期間	78,587,000	4,949,721	0	4,949,700	4,949,700	1,335,600	6,285,300
平成27年9月課税期間	46,644,000	2,938,572	0	2,938,500	2,938,500	792,900	3,731,400
平成27年12月課税期間	37,835,000	2,383,605	0	2,383,600	2,383,600	643,100	3,026,700
平成28年3月課税期間	28,215,000	1,777,545	0	1,777,500	1,777,500	479,600	2,257,100
平成28年6月課税期間	9,376,000	590,688	0	590,600	590,600	159,300	749,900
平成28年9月課税期間	20,128,000	1,268,064	0	1,268,000	1,268,000	342,100	1,610,100
平成28年12月課税期間	57,992,000	3,653,496	0	3,653,400	3,653,400	986,800	4,639,200
平成29年3月課税期間	104,781,000	6,601,203	0	6,601,200	6,601,200	1,781,200	8,382,400
平成29年6月課税期間	612,841,000	38,608,983	0	38,608,900	38,608,900	10,418,200	49,027,100
平成29年9月課税期間	869,199,000	54,759,537	0	54,759,500	54,759,500	14,776,300	69,535,800
平成29年12月課税期間	882,368,000	55,589,184	0	55,589,100	55,589,100	15,000,200	70,589,300
平成30年3月課税期間	826,463,000	52,004,169	0	52,004,100	52,004,100	14,032,800	66,036,900
平成30年6月課税期間	1,957,368,000	123,314,184	0	123,314,100	123,314,100	33,275,200	156,589,300
平成30年9月課税期間	1,880,146,000	118,449,199	0	118,449,100	118,449,100	31,962,400	150,411,500
平成30年12月課税期間	1,744,238,000	109,886,994	0	109,886,900	109,886,900	29,652,000	139,538,900
平成31年3月課税期間	3,563,239,000	224,484,057	0	224,484,000	224,484,000	60,575,000	285,059,000
令和元年6月課税期間	4,144,178,000	261,083,214	0	261,083,200	261,083,200	70,451,000	331,534,200
令和元年9月課税期間	2,724,152,000	171,621,576	0	171,621,500	171,621,500	46,310,500	217,932,000
令和元年12月課税期間	2,608,094,000	203,431,332	0	203,431,300	203,431,300	57,378,000	260,809,300

本件各賦課決定処分について

別表4

(単位:円)

課税 期間	①納付すべき 消費税等の 合計税額 (注1)	②確定申告額 (注2)	③差引納付すべ き税額 (①-②) (注3)	④加算の基礎となる金額(注 4) ⑤上記のうち通則法第6条2 項又は第6条2項の規定によ るもの(注5)	⑥加算 税率	加算税区分 加算税額 (④×⑥+⑤×⑥)
平成 27年 6月 課税 期間	5,285,300	1,994,500	4,290,800	4,290,000	1.5%	無申告加算税
				3,790,000	5%	833,800
平成 27年 9月 課税 期間	3,731,400	▲ 357,128	4,088,528	4,080,000	1.5%	無申告加算税
				3,580,000	5%	791,000
平成 27年 12月 課税 期間	3,026,700	▲ 398,087	3,414,787	3,410,000	1.0%	過少申告加算税
				2,910,000	5%	465,500
平成 28年 3月 課税 期間	2,257,100	▲ 325,508	2,582,608	2,580,000	1.0%	過少申告加算税
				2,080,000	5%	362,000
平成 28年 6月 課税 期間	749,900	▲ 632,146	1,382,046	1,380,000	1.0%	過少申告加算税
				880,000	5%	182,000
平成 28年 9月 課税 期間	1,610,100	▲ 1,146,650	2,756,750	2,750,000	1.0%	過少申告加算税
				2,250,000	5%	367,500
平成 28年 12月 課税 期間	4,639,200	▲ 2,638,890	7,278,090	7,270,000	1.0%	過少申告加算税
				6,770,000	5%	1,065,500
平成 29年 3月 課税 期間	8,362,400	▲ 6,488,990	14,851,390	14,870,000	1.0%	過少申告加算税
				14,370,000	5%	2,205,500
平成 29年 6月 課税 期間	49,027,100	▲ 51,000,843	100,027,943	100,020,000	1.0%	過少申告加算税
				99,530,000	5%	14,978,000
平成 29年 9月 課税 期間	69,535,800	▲ 69,632,031	139,167,831	139,160,000	1.0%	過少申告加算税
				138,660,000	5%	28,849,000
平成 29年 12月 課税 期間	79,589,300	▲ 80,266,021	159,855,321	150,850,000	1.0%	過少申告加算税
				150,350,000	5%	22,682,500
平成 30年 3月 課税 期間	66,036,900	▲ 65,793,239	131,830,139	131,830,000	1.0%	過少申告加算税
				131,330,000	5%	19,749,500
平成 30年 6月 課税 期間	156,589,300	▲ 171,893,263	328,482,563	328,480,000	1.0%	過少申告加算税
				327,980,000	5%	49,347,000
平成 30年 9月 課税 期間	150,411,500	▲ 149,713,259	300,124,759	300,120,000	1.0%	過少申告加算税
				299,620,000	5%	44,993,000
平成 30年 12月 課税 期間	139,538,900	▲ 160,434,923	299,973,823	299,970,000	1.0%	過少申告加算税
				299,470,000	5%	44,970,500
平成 31年 3月 課税 期間	286,059,000	▲ 244,846,455	529,905,455	529,900,000	1.0%	過少申告加算税
				529,400,000	5%	79,489,000
令和 元年 6月 課税 期間	331,534,200	▲ 348,368,339	679,902,539	679,900,000	1.0%	過少申告加算税
				679,400,000	5%	101,960,000
令和 元年 9月 課税 期間	217,932,000	▲ 217,656,505	435,786,495	435,780,000	1.0%	過少申告加算税
				435,280,000	5%	65,342,000
令和 元年 12月 課税 期間	260,809,300	▲ 307,292,587	568,101,887	568,100,000	1.0%	過少申告加算税
				567,600,000	5%	85,190,000

(注1) 別表3「納付すべき消費税等の合計税額」の金額。

(注2) 別表1「確定申告」欄の「納付すべき消費税等の合計税額」欄の金額。なお、▲印は、還付金の額に相当する数値を示す。

(注3) 通則法11第1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。

(注4) 過少申告加算税については通則法6条1項、無申告加算税については通則法第6条1項の規定による。

(注5) 過少申告加算税については通則法6条2項、無申告加算税については通則法第6条2項の規定による。